

## 首都機能移転に関する近年の主な経緯

平成 2 年 11 月 国会等の移転に関する決議（衆参両院）

平成 3 年 8 月 国会等の移転に関する特別委員会の設置（衆参両院）

平成 4 年 12 月 国会等の移転に関する法律制定（議員立法）



平成 5 年 4 月 国会等移転調査会の発足

調査会報告（平成 7 年 12 月）

・ 移転の意義・効果、移転先の選定基準等のとりまとめ

平成 8 年 6 月 国会等の移転に関する法律の一部改正（議員立法）



平成 8 年 12 月 国会等移転審議会の発足

(1) 調査対象地域の設定



(2) 現地調査、分野・地域ごとの詳細調査、公聴会等



(3) 総合評価等



(4) 移転先候補地の選定



平成 11 年 12 月 国会等移転審議会の答申

### 答申後の手続

- ・ 答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討。（移転法 第 22 条）
- ・ 移転を決定する場合には、答申の国会への報告を踏まえ、移転先について別に法律で定める。（移転法 第 23 条）